

フランス図書館行政の近代化

Modernization of Library Administration in France

岩崎久美子*
IWASAKI Kumiko

Abstract

The majority of French libraries are national and public libraries. Such libraries and their librarians, who are government employees, come under the strict legal purview of the centralized governance structure. Since public libraries in France were not as well developed as Anglo-American and German libraries, the former were finally upgraded to modern public libraries in the early twentieth century through the initiative of the government.

Therefore, the aim of this paper is to discuss firstly such characteristics of French public libraries with regard to their history, structure, and ideology. This is accomplished by focusing on (1) the historical heritage, (2) academic dimensions, and (3) lack of modernity in developing the system of public libraries in France. Chronologically, these characteristics can be illustrated by three distinctive events: the conservation of forfeited books and literature after the French Revolution in 1789, the movement toward establishing libraries in the private sector in the nineteenth century, and the Anglo-American model of public libraries in the twentieth century.

Further, this paper describes the process of control and establishment of library administration by the government after World War II, based on data and legal documents. These trends are indicative of the following:

1. The foundation of the "Direction des bibliothèques et de la lecture publique" in the Ministry of Education (Ministère de l'Éducation Nationale)
2. The master plan guiding the establishment of public libraries throughout the country
3. Dual library administration by the Ministry of Education and the Ministry of Culture (Ministère de la Culture) following 1975
4. De-concentration of library administration through the process of decentralization following 1983

This paper aims to provide a perspective on the problems presently faced by French library administration by tracing and outlining its transition historically.

* 生涯学習政策研究部総括研究官

はじめに

フランスの上級司書養成機関である国立高等情報科学図書館学校 (ENSSIB) 教授で、1993年に『フランス図書館史』を著したドミニク・ヴァリは、フランスの文化史や教育史を扱う著書の中に図書館がほとんど取り上げられず、歴史の専門家の関心を引いてこなかったことを指摘している。そして、その理由として、第一に、人間の実際の行動を問題にする文化史などで図書館のような施設・制度は既成事実以上に問題にされることが少ないこと、第二に、図書館員の採用などの法的行政的システムが明確で発達しすぎていることを挙げている⁽¹⁾。

確かに、施設・制度から見れば、企業図書館等の小規模図書館を除き、フランスのほぼすべての図書館は国立又は公立であり、中央集権的行政下で図書館とその専門職員である図書館員は、その施設の性格と身分が法的に明確に規定されている。制度が一元化され法的整備がなされている事象は、特段文化史や教育史の専門家の関心を呼ぶものではないかもしれない。また、フランスの図書館が欧米に比べて近代化が遅れ、20世紀初頭にようやく近代的図書館の様相を呈するに至ったこともあり⁽²⁾、日本国内の図書館情報学研究でも、先駆的研究は英米の図書館に拠るところが多くフランスの図書館研究は著しく限定されてきたのが現状である⁽³⁾。

フランスの図書館の近代化が遅れたのは、フランスの図書館が内包する歴史的経緯によるものである。しかし、フランスでは、20世紀初頭には後発効果とも呼べるような上からの図書館行政整備が急激に進展した。そのため、フランスの中央集権的な図書館行政の動きは、アメリカやドイツのような地方分権下で生じた公共図書館の成立史とは異なり特異な様相を持っている⁽⁴⁾。

本稿の目的は、このようなフランスの図書館の持つ歴史的特徴と、20世紀初頭のフランスの公共図書館整備へ至るフランスの図書館行政の流れやしきみを提示することである。その上で、20世紀初頭の図書館行政の急激な整備の背景、並びに地方分権化の動きの中で生じた課題などについて考察する端緒を提供したい。

1. フランス公共図書館の特徴

フランスの公共図書館の特徴は、第一に、図書館の持つ歴史性と学術的色彩、第二、に公共図書館整備の後発性に求められる。このことは、フランスの図書館史では、歴史的継承、構造上、イデオロギーから、時系列的に1789年のフランス革命による没収蔵書の管理・保管、19世紀の民衆図書館設立運動、20世紀における米国の公共図書館思想の影響、の三つに区分しうる⁽⁵⁾。

(1) フランス革命による没収蔵書の管理・保管

第一の特徴である、フランスの図書館の歴史性と学術的色彩は、17世紀から18世紀、特に1789年のフランス革命以後の10年間に生じた事情に認められる。

フランスの公共図書館の萌芽は17世紀に遡り、欧米のどの国に比して早いものである。たとえばパリにあるマザラン図書館は、1647年に「学ばんとするすべての人々のために」公開されたヨーロッパ最初の公開図書館である。マザラン図書館の名前は、愛書家であり、その財産の一部で文芸・学問を後援したマザラン枢機卿 (1602-61) に由来する。図書館はその司書であったガブリエル・ノーデ (1600-1653) の助言に基づいて整備されたのであるが、ノーデの著書『図書館建設のための意見書』(1627年) は、最初に公共図書館思想や近代図書館学の基本理念を述べた著書とされている。

彼は、「図書館は、各人のための門戸をひらき、はいりやすく、それを必要とするどんな卑しい人に対しても、決して利用を拒まない目的で建設されんことを」と述べている⁽⁶⁾。このように、公共図書館思想はフランスでは非常に早くから存在していた。

この一般の人々に対する図書館の公開は、ノーデの思想を受けてか、実はフランス革命以前、王家の私的図書館である王室文庫 (Bibliothèques Royale) で既に行なわれていた。当時の教育の普及度や識字率を考えれば、当時民衆と呼ばれる人々がどの程度利用したかは定かではないが、規則上その門戸は開放されていたのである。この王室文庫が発展したのは、マザランの推挙を受けて宰相となったコルベール (1619-1683) の功績⁽⁷⁾と、1537年フランソワ 1 世によって制定された納本法 (dépôt légal)⁽⁸⁾、そして印刷術が発明されたことも一因である。王室文庫では、納本法により初期印刷本とそれ以前の写本の徹底した収集がなされた。この王室文庫は、1720年にマザラン図書館の跡地に移転してからは、マザラン図書館に代わって公開図書館の役割を担うようになる⁽⁹⁾。その後王室文庫は、1791年に国立 (民) 図書館 (Bibliothèque Nationale) に名称が変更になり、現在のフランス国立図書館 (Bibliothèque Nationale de France : BNF) の母体となった。総じてこれらの図書館の擁護者、推進者、コレクターとなった人々は愛書家であり、歴史に造詣が深い学術・文芸に関心の高い者たちであった。

しかし、このような一般に公開された学術的図書館とは別の文脈で、フランス革命により市立図書館が設立される事情がもたらされる。

フランス革命によりアンシャンレジームの打開が目途されると、修道院、女子修道院、教会が所有し、限られた者しか利用できなかった文献や亡命貴族の書籍などが、1794年国民議会 (後の立憲議会) により国民のものとして没収、押収され、各地区の文献保管所 (dépôts littéraires) に集められたからである。その図書数はパリで160万冊、地方で600万冊にのぼった⁽¹⁰⁾。このような押収された図書を基に、公共図書館を新たに建設することが当初試みられたが、ほとんど機能しなかった。そのため、その後の公共図書館への道のりは紆余曲折を経るものとなる。たとえば、中等教育機関として1795年中央学校 (lycées centrales) が創立されると、翌年図書館と中央学校の連携が試みられた。しかし、1802年5月に中央学校が廃止され、またもや図書館の存在が問題となる事態が生じる。最終的には1803年1月28日の法令により、中央学校付属の図書館を「市の管理下に置く」ことが明記され、市立図書館が創設されることになるのである。

フランスの公共図書館の原型が、この歴史的価値を持つ図書の保管・管理から始まったことは、フランスの地方に存在する市立図書館の多くが、設立された年代が古いこと、及び歴史的に貴重な図書や資料を大量に抱え込んでいることと無縁ではない。その分類整理のための人材を養成するため1837年に設立された「パリ古文書学校」(École des Chartes) では、卒業生は図書館員というよりは学術職の強い古文書学者 (archiviste-paléographe) として、古書体学、古文書学、書誌学などの知識を駆使して、没収されたこれらの図書を分類し、国の文化財として図書館に保存・管理した。本来学術図書があるべき大学図書館に古い蔵書がないのは、1808年の高等教育制度の再建時には、国家の蔵書はすでに市立図書館などに分配された後であったためであり⁽¹¹⁾、また、通常は一般市民のために存在すると想定される市立図書館が学術図書館の様相を持つに至ったのも、フランス革命期の貴重本を保管することに始まったフランスの図書館の歴史的経緯による⁽¹²⁾。

(2) 19世紀の民衆図書館設立の動き

第二に、フランスの図書館の特徴として挙がるのは、一般市民対象の公共図書館の後発性である。

このことは、19世紀の民衆図書館の出現と、20世紀の英米の公共図書館思想の輸入による近代化、といった動きをもたらす遠因になる。

1860年代、7月王政期を迎える頃のフランスは、民衆に対する初等教育の普及と出版物の増加等により識字率が高まり、読書に対する潜在的需要が社会に高まってくる。1833年に「初等教育法」(ギゾー法)で初等学校設置が市町村に義務づけられると、無償の義務教育ではなかったものの1830年から1848年までに、学校数は3万から6万、生徒数は195万人から353万人に増加、成人の非識字率も、この間19%低下し、1847年には非識字率は35%になっている⁽¹³⁾。しかし、それに反し、適切な読書教材は不足していた。1847年には、3,500人の行商人がフランス全土に大衆的な読み物を8,000万部ほど売りさばき、貸本屋が流行った。政府は悪書を規制しようとし、社会的には健全な読書を提供する図書館の設立が望まれていた⁽¹⁴⁾。しかし、地方に存在する学術的様相を持つ市立図書館が、これらのニーズに応えることは不可能であったし、健全な読書を提供する受け皿としての図書館が具体化することはなかった。

このような中で、印刷工ジラルール (M. Girard) が1861年、数名の同僚と「教育友の会」(Société des Amis de l'Instruction) を結成し、パリの第3区に一般市民のために図書館を開設する。この図書館は、会員が毎月納付する分担金で賄われ、図書館運営、管理等をすべて会員が行うものであった。ジラルールらは、翌年1862年に、アメリカで会員制図書館を創設したB.フランクリンの名前にちなんで「フランクリン協会」を設立(1862年9月19日公教育大臣による設置認可)し、フランス全域に対し民衆読書普及運動を展開するようになる。この運動の背後には、サン＝シモン主義的な理想に基づいて労働者に必要な技術教育・知識普及をはかるため、エコール・ポリテクニクの卒業生が無料公開講座提供の目的で1830年に設立した「総合技術協会」(Association polytechnique)の支援があった。ジラルールらはこの「総合技術協会」の聴講生であり、それによってエコール・ポリテクニクの関係者と関係を持ったとされる。

もう一つの動きは、アルザス地方オー・ラン県でマセ (J. Macé, 1815-94) が行なった「オー・ラン県公立図書館協会」(Société des Bibliothèques Communales du Haut-Rhin) の図書館活動である。マセは、義務、無償、非宗教の初等教育段階の公教育を目的として1866年に設立した、教育同盟 (Ligue de l'Enseignement) の活動によって有名であるが、それに先立った運動として図書館設立運動に従事した。オー・ラン県は当時工業化がすすみ、フランスで最も教育が普及したところでもあったし、工場主たちが雇用者のために図書館を設立していた事例もあり、期が熟していたと考えられる。マセは、ミュールーズの実業家の援助を得て、1863年11月29日「オー・ラン県公立図書館協会」を設立し、図書館普及活動を行なった。この協会は1870年まで存続した。

しかし、いずれの運動も、労働者階級を対象にした民衆教育への関心に端を発しているとはいえ、現実的には草の根からの自主的図書館要求とはいいい難い。それは、労働者階級に対する慈善的な行為を連想させ、その主流は民衆教育や風紀問題に関心をよせる有識者や工場主が労働者に良書や図書館を与えるために展開した教化運動、あるいは、社会階層を反映した私的な運動⁽¹⁵⁾との評価に留まるのである。

(3) 米国の公共図書館思想の影響

20世紀初頭のフランスの図書館の状況は、老朽化、慢性的職員不足の状況にあり、専門的養成を受けない職員が多数を占めるなど、近代化が著しく遅れた。このような近代化の遅れとされる状況が開かれる糸口になったのは、第一に、フランスの図書館界からもフランスの図書館の現状批判

や今後の公共図書館の近代化を唱導する者が現れたことによる。国会図書館に長く勤務したモレル (Eugène Morel, 1869-1934) は英米の公共図書館の理念を導入しようとした中心者であったし、またその賛同者として、コエック (Ernest Coyecque, 1864-1954)、ルメイトル (Henri Lemaître, 1881-1946) などがその実現に加わった⁽¹⁶⁾。第二に、第一次世界大戦以後、戦後復興の過程でアメリカ図書館界の公共図書館思想や実践が直接伝播された。さらに付け加えれば、第一次世界大戦中、大戦後の労働力不足と経済的理由から多くの女性が職場進出するようになり、図書館界に優秀な女性が集まったこともひとつの要因であろう。

第一次大戦前のフランス図書館員の多くは、上記の市立図書館の学術的内容から、シャルティストと呼称される古文書学校 (École des Chartes) の卒業生によって占有されてきた。古文書学校のカリキュラムは著しく学術的であり、中世の歴史や書誌学中心で「学者的な司書」をモデルとするものであった。しかし、この頃になると、図書館員の専門職の確立や安定を目指し創設 (1906年) されたフランス図書館員協会 (Association des Bibliothécaires Français : ABF)、その初代事務局長のシュストラック (Charles Sustrac, 1874-1946) のように、「図書館員は学者ではなく、読者の要求に応じて利用者を満足させるための教育者であり、かつガイドでもある。図書館は大衆のものであるから、貸出や参考業務を重視すべきである」という新しい考え方も出てきていた。1909年には、教育省の中に図書館問題を協議する国と司書の代表による委員会が結成され、図書館員の地位向上や図書館員像の共通概念形成するために働き、市立図書館基準、公共図書館の考え方の導入や、図書館員養成、目録規制の作成、図書館の仕事などに関する手引き等の出版物の作成を行なっている。また、その委員会では、第二次世界大戦後に現実化する図書館員全体を統括する行政組織としての図書館局設置を要求していることも目を引く⁽¹⁷⁾。

しかし、そのようなフランスの公共図書館を近代化しようとする意識を、現実のものとする契機になったのは、フランス独自というよりも明らかにアメリカ図書館協会 (American Library Association : ALA) の影響によるものである。

第一次大戦後の復興を目的としてフランスに米国戦地救済委員会 (Comité Américain pour les Régions Dévastées de la France : CARD) が設立されると、特別図書館部門が設けられ、ニューヨーク公共図書館から1918年に休暇をとって渡仏していたカーソン (Jessie Carson) を中心とした活動が始まる。この特別図書館部門は、1年間にわたってパリの図書館職員の教育と財政面で援助を行った。特に、カーソンは、アメリカ人女性図書館員と彼女が教育した5人のフランス人女性の協力で、1920年までにエイヌ県 (Département de l'Aine) にアメリカの図書館をモデルとした公共図書館を5つオープンさせている⁽¹⁸⁾。これらの図書館は、従来のフランスの図書館とは異なる地域の公共サービスのための貸出図書館であった。また、カーソンは米国戦地救済委員会 (CARD) が導入した近代的サービス方式をフランスの図書館に根付かせるため、フランス人図書館員をアメリカ式に養成する必要があると考え、アメリカ図書館協会運営のパリ図書館学校 (Paris Library School) で図書館員養成の講座を主催するようになる⁽¹⁹⁾。1923年には、アメリカ図書館協会は、ピッツバーグ市の前カーネギー図書館学校校長であるボーグル (Sarah Bogle) をパリに派遣し、パリ図書館学校のカリキュラム編成とその他の開講準備に取りかからせた。図書館学校の教官の大部分は、ボーグルをはじめとしてアメリカ人女性の図書館員であったが、アメリカで専門教育を受けてきたフランス人女性も教授陣も加わった。財政的事情によりこのパリ図書館学校が閉校になる1929年までに、アメリカ式の図書館教育を受けた100人の生徒のうち90%は女性であった⁽²⁰⁾。

2. 戦後図書館行政の変遷

フランスでは、一般市民への読書普及運動、読書施設、あるいは読書そのものを「公読書」(Lecture Public) という言葉で表現する。この言葉は、そもそもは1931年フランス図書館員協会(ABF)主催のもとにアルジェで図書館会議が開催され、公教育大臣マリウス・ルスタン(Marius Roustan, 1870-1942)の発言により、一般市民への読書普及の問題とフランス全土に公共図書館を設置する方法について検討されたことに端を発する。その際に、「公読書」という言葉が用いられ、また、その後の行政調査などを通じて、「公読書」のための様々な方針が決定されていった。この「公読書」という言葉は行政用語であり、広く一般に知られたものではないが、ここでの public は「公教育」(instruction publique)と同様に、広く一般市民を対象にした読書活動を目指すものであり、それまで学術的で知識階層に閉じられていた図書館を、地域の文化サービスの拠点と考え、国民全体に知識や教養の向上を目指そうとした国の積極的姿勢を示す言葉として、スローガンのように図書館界に広がっていった。

「公読書」が急激に推進された背景には、前述のカーソンらのもとでアメリカ的図書館教育を受けた人々が、人的資源として、フランス特有の学術的公共図書館の性格を貸出サービス中心の近代的図書館へと変革する動きの底辺を支えたことは想像に難くない。また、フランス図書館界の中で、フランスの公共図書館近代化を主張した前述のモレルなどが、公共図書館は、学校や公立病院と同じような施設であり、基本的住民サービスであると位置づけていることも公共図書館の新たな考え方として注目される⁽²¹⁾。このフランスの図書館の近代化の思想的先鋒になったモレルは、フランス図書館界の保守的主流派を形成してきた古文書学校卒業生(シャルティスト)ではなかった。職業社会ではマイノリティであった女性の活躍も含め、フランスの図書館の近代化が保守的主流派とは異なるところから推進されたことは興味深いことである⁽²²⁾。

このような「公読書」への動きを受けて、20世紀中ば以降、公共図書館の整備に行政が大きな役割を担うようになる。その動きは三つの行政改革や再編の動きに連動する。第一は、第二次世界大戦後の図書館・公読書局の創設による行政の整備、第二は、国民教育省と文化省の二省体制、第三は、地方分権化の中での地方への事務分散の動きである。

(1) 図書館・公読書局の創設

1944年のパリ解放後間もなく、国民教育省の組織改造を機会に、1945年8月19日の政令(dcret)により、図書館・公読書局(Direction des Bibliothèques et des Lecture Publique : D.B.L.P)が国民教育省に創設された。公読書という考え方はすでに広がっており、戦後の新しい体制が確立していく中で、その考え方が具現化される契機を迎える。

図書館局長は、国立図書館(Bibliothèque Nationale)長を兼ね、国立図書館を頂点としてフランス国内のほとんどすべての主要図書館(大学・公共・貸出中央)がピラミッド上に組織化された。図書館・公読書局は、国家公務員としての図書館員の人事を掌握する人事権と、主要な大学・公共図書館を規模に応じ財政支援する予算の権限を有し、国立図書館、大学図書館、学術機関(Grands établissements)図書館(フランス学会図書館、マザラン図書館、自然博物館図書館、人類博物館図書館、東洋語学校図書館、医学アカデミー図書館)、貸出中央図書館の管理、市立図書館の監督、公読書の組織化(パリ市の図書館だけはその管轄外)を担うことになった。

図書館・公読書局が最初に行なったことは、「公読書」のために、貸出中央図書館(Bibliothèque

Centrale de Prêt : BPC) を各地に順次創設したことである。貸出中央図書館は、図書館の恩恵が少ない人口1万以下(1968年以前は人口1万5千人以下のコミューン)の市町村をサービスの対象として、1945年以降、図書館・公読書局の直接管理の下に貸出用巡回バス(bibliobus)を利用して、1台当たり年間2万時間貸し出す制度であった。発足当初の定員は最低4名(上級司書、司書補、タイプライター速記者、運転手)から構成され、地域共同体あるいは県の財源も投入されたが、図書館・公読書局により直接管理運営された。

読書に供する一般的な公共施設としての地域の貸出中央図書館は、1930年代にすでに必要性が認識されていたが、実際には第二次世界大戦後に図書館局・公読書局ができた後に創設・整備されていったものである。1945年11月5日の法令(arrêté)により、最初にフランスで8つの図書館が設立されたのを手始めに、各県を網羅し97を数えるまでに増設された。

各年に設立された貸出中央図書館の推移は、図表1のとおりである。貸出中央図書館は、後述の地方分権化の過程で県に委譲され県立貸出図書館となり、その後事実上地方の公共図書館サービスの拠点となっていく。

フランスの地方制度は、市町村(commune)、県(département)、州(région)という三層構造からなる⁽²³⁾。県と市町村は必ずしも上下関係にあるわけではなく、州が調整する形態をとっている。図書館は州には存在せず、市町村に属する図書館が市町村立図書館、県に属するものが県立貸出図書館(Bibliothèque Départementale de Prêt : BDP)である⁽²⁴⁾。

市町村立図書館のうち、市立図書館は設立された年代が古く(1803年2月28日政令(décret)で設置)、フランス革命の没収蔵書を保管したことから、各地方都市の貴重な史的資料を大量に抱えている上、地方納本制度が実施されていることもあり、当初は住民へのサービスというよりも貴重本などの保存だけで手一杯の状態であった。

市立図書館については、文化財保存の観点から国の統制が進み、1897年には、特に貴重本を有する市立図書館を国が指定し、国庫補助を与える「指定図書館」の制度が発足し、45図書館が指定され、その後54館に増加した。パリは例外的に、革命時に没収された貴重図書が市内の国立図書館や研究図書館へ移されたため、指定市立図書館は存在しなかった。この指定にあたっては大都市というよりも貴重本がある場合指定されるなど、蔵書の内容が優先された。さらに、1931年の法律により各都市の市立図書館は国有化されたため、蔵書管理にあたる図書館員に対しては、国が任命や昇進などの人事権を持ち、歴史的貴重本の保護といった学術的な仕事に従事させてきた⁽²⁵⁾。市立図書館がこのような歴史的遺産を継承したため、戦後普及した貸出中央図書館は、必然的に近代的図書館としての新しい性格が付与されることになった。



図表1 貸出中央図書館設立の推移

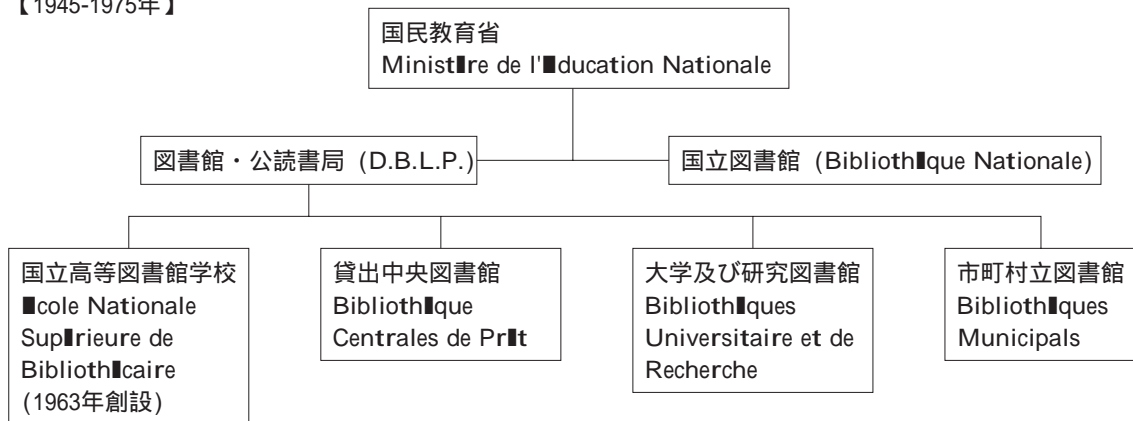
資料出所: Geneviève Tom, "Le Pain de l'Esprit ■ Domicile : les Bibliobus en France", Institut d' ■ tudes Politiques de Rennes, 2005.から作成。
注: 上記資料によれば96であるが、文化省("LES BIBLIOTH ■ QUES TERRITORIALES" (online), available from <http://www.culture.gouv.fr/culture/min/index-min.htm>)によれば97となっている。

(2) 国民教育省と文化省の二省体制

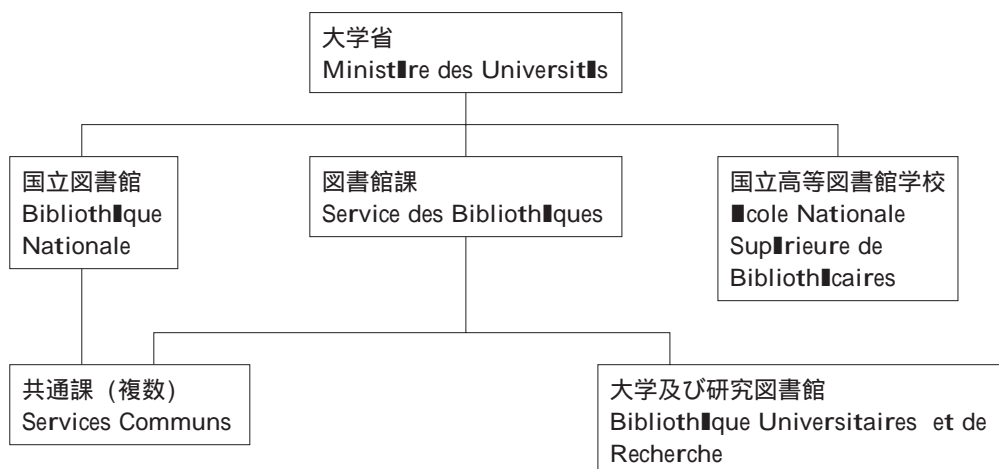
中央行政を見れば、第二次世界大戦で創設された図書館・公読書局が公共図書館の近代化に果たした役割は非常に大きかったが、その業務は公共図書館の行政改革に伴い、その後、1975年7月に大学庁と文化庁に分かれることになった。それまで、一元的に実施されてきた図書館行政が二省体制に分離することになる。

このことにより、公共図書館以外の国立図書館 (Bibliothèque Nationale)、大学図書館等は

【1945-1975年】



【1945-1975年】



図表 2 行政組織の変遷

資料出所：日仏図書館学会編・刊「フランスの公共図書館」アリス・ギャリグ（日仏図書館学会フランス公共図書館研究グループ訳）「フランスの公読書」1981年 p.74.

学省 (Ministère des Universités) が所管することになった。1976年以降、図書館・公読書局は文化庁 (Secrétariat d'État à la Culture) において図書局 (Direction du Livre) と改称された。行政の組織図として、図書館・公読書局が創設されて文化庁に分かれる前後の組織図を対比的に図表 2 に挙げてある。

公共図書館が文化庁の所管になったことは、行政が分離するという弊害があるものの、公読書運動の中心的存在であった貸出中央図書館においては、学校以外の公共施設にも配本が拡大し、学校教育や社会教育を超えた文化的な読書運動が展開することが可能になったとの評価もなされている。

1981年、大学庁は廃止され、国民教育省 (Ministère de l'Éducation Nationale) に業務は移管された。その後、大学・研究図書館は、国民教育省の所管、国立図書館は、文化省の所管に改編された。図書館行政の複数体制は、その省庁名がその都度変更になり、分離・再編がなされても、本質的にはその後も二省体制で継続されている⁽²⁶⁾。

なお、2008年1月現在の政府の行政管轄は、国会図書館や公共図書館を管轄するのは、文化・コミュニケーション省 (Ministère de la Culture et de la Communication) の図書・読書局 (Direction du Livre et de la Lecture : DLL) であり、学術図書館や大学図書館、図書館員養成学校である国立高等情報科学図書館学校 (École Nationale Supérieure des Sciences de l'Information et des Bibliothèques : ENSSIB)、国立高等情報科学図書館学校で公務員の身分を有して養成される上級司書の人事権は、高等教育・研究省 (Ministère de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche) の管轄・保有になっている。

図書館行政の監督・評価は、1976年以降省庁の再編にあっても、文化と高等教育を担う二つの省の管轄をそれぞれ担う形で、二つの省庁をまたいで図書館総監督局 (Inspection Générale des Bibliothèques : I.G.B.) が行なっている。

(3) 地方分権化の動き

第二次世界大戦後に成立した国民教育省図書館・公読書局による公共図書館の整備の後、大きな行政の変化は、前述の高等教育と文化を担う二つの省庁の分割した行政制度であった。その後、図書館行政の所轄について省庁の横の分割とともに、地方分権化の流れの中で行政における中央と地方という縦の分割も生じてくる。

戦後初の左派政権であった社会党のミッテラン政権は、選挙公約の一つに分権化を掲げ、1982年「地方分権法」(「市町村、県および州の権利と自由に関する法律」)とともに地方分権化関連法令を多く制定し、翌年地方自治体に権限委譲が行なわれることになった⁽²⁷⁾。1982年以降に地方分権化が図書館行政に波及していく過程は次の段階からなる⁽²⁸⁾。

第一は、1982年から1983年にかけてなされた、地方分権法の成立と公共図書館の分権化が決定される過程であり、地方分権法を受けて、「権限配分法」が制定される⁽²⁹⁾。この第4条で「教育、環境、文化事業の領域における権限の委譲は遅くともこの法律の公布日後3年以内に完了するものとする」と1986年までに分権化がおこなわれることが定められた。続く「権限配分法」(追加)(1983年7月22日 loi no.83-663)で第60条に中央貸出図書館(BCP)の県への委譲、分権化が行なわれた。1986年以降、中央貸出図書館の職員は県議会(Conseils Généraux des Départements)議長の下に置かれ、職員のうち権限の職員の身分を有しない者は、県議会議長の指揮監督に服することになった。また、国の学術員(personnel scientifique)の職種に属する上級図書館員を除き、県職員もしくは国家公務員の身分の選択、専門的技術業務の国の監督の継続などが規定された。さらに、

第61条で市立図書館について市町村が組織し出資するが、その業務は蔵書構成やコンピュータによるサービス内容などを国がチェックする国の技術的調整 (contrôle technique) を受けることとされた。

第二に、職階制の再編成と養成に関し1991年から1992年に再度見直しがなされた。特に1992年1月9日付けで職員養成や任用に関して複数の政令 (décret) が出されている。職業的養成の色彩の強かった国立図書館学校 (École Nationale Supérieure des Bibliothécaires : ENSB) を改組、パリからリヨン近郊へと移転させ、内実も複数の資格を選択でき研究機能を強化し、名称を国立高等情報科学図書館学校 (ENSSIB) として新たに再編 (décret no.92-25)、図書館における上級司書 (conservateur) の職種の規定 (décret no.92-26) や図書館員 (bibliothécaire) の職種の規定 (décret no.92-29) を行なった。また、1991年9月2日政令 (décret) で、地方行政を担う地方公務員にカテゴリー A と呼ばれる上級公務員職を創設、国の図書館員についても、カテゴリー A に文化財の保護が職務内容に入る上級司書 (conservateur) のほか図書館員 (bibliothécaire) の職名が入ることになった。また、1992年1月9日政令 (décret) で新しい図書館員の職階制の整備が試みられた。

地方分権化後で大きく変化したことは、公共図書館のうち市立図書館については、1986年に市町村に委譲され、貸出中央図書館は、県立貸出図書館 (Bibliothèques Départementales de Prêt : BDP) として県に委譲されたことである。このことにより、県は地域図書館行政の中核に位置付けられ、実質的にも地域の図書館の発展に寄与することが期待されることになった。また、市立図書館や県立貸出図書館の職員は、基本的に地方自治体に属することになった。このことは、国の直接指揮下にあった市立図書館と貸出中央図書館は「地方自治体図書館」(Bibliothèques des Collectivités Territoriales) として同格の位置づけとし、双方の図書館による地域内の図書館行政のネットワーク化を意図したものだと言われる。このような地方分権化によって、貴重本を有し国有とされた指定市立図書館に対しても、地方分権化の過程で国の介入や予算的な優遇措置は現在なくなっている。

また、図書館行政が複数の省、国と地方と分割されることにより、政策調整のために、1989年10月23日高等図書館評議会 (Conseil Supérieur des Bibliothèques) が設置され、図書館に関わる方針を討議する場が設けられることになった。

1982年以降の地方分権化は、立法中心の改革であり、その後第1次コアピタシオン (保革共存政権) の時期に停滞し、1988年の社会党政権で補完調整作業が行なわれたものの、1993年に社会党が敗北し第2次コアピタシオンの時期に地方分権化の改革は一旦終息する。しかし、「地方自治と責任に関する2004年8月13日付法律」(2004年8月17日官報) に至る、行財政の行き詰まりや国家の役割の簡素化や財政負担の軽減の必要性から、市町村自治の新しい規則、特に国の特定権限を地方に有利になるよう委譲し、財源保障の充実が望まれつつある。地方分権化の第二ステージと言われる動きにあって、今後図書館に具体的な影響があるのかは検討される途上にあると言えよう⁽³⁰⁾。

第二次世界大戦後、フランスの公共図書館が住民サービスとして整備・普及する施策がなされていく中で、文化・コミュニケーション省の2005年の統計によれば、現在のフランスの公共図書館数は市町村立図書館が4,213、県立貸出図書館が97を数えるに至った⁽³¹⁾。

おわりに

「学校では学び方を学ぶが、実際に学ぶのは図書館においてである。」これは、義務、無償、非宗教の三原則にのっとりた教育改革（1881年法、1882年法）を行なった政治家フェリー（1832-93）の言葉である。公共図書館は、生涯学習の機関として、一般の人々に供されるべきものである。1994年11月に採択されたUNESCOの公共図書館宣言は、「公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである」と公共図書館を定義している。

フランスの公共図書館の近代化は、第二次世界大戦後行政主導で行なわれた。この50年余にあって、貸出中央図書館に代表される新たな公共図書館像により、その施設をフランス全土に網羅するよう整備、確立・普及し地方への行政権限の委譲を行い、一通りの成果を挙げたと言えよう。今後は、公共図書館は、地域の情報センターとして、より住民のニーズに応える形で県や市町村レベルでサービスが担われていくことが期待されている。しかし、根幹を担う上級司書の養成はいまだに国が主に担っており、必ずしも国がすべての権限を地方に委譲したわけではない。地方が財源確保を含め地域に根づいた公共図書館を醸成させるにはまだ時間がかかる様相にある。

フランスの公共図書館に対し、国と地方の図書館行政をめぐる関係がどのように成熟していくかは、今後明らかになる地方分権化の第二ステージの成果が、何らかの答えを提示していくことであろう。その際、フランスの図書館行政が、歴史的遺産を背負うフランスの図書館の特異性を含みながら、新たに地域に根づいた公共サービスを効果的に展開しうるかは、これからの動きを踏まえて改めて考察が求められるものである。

【注】

- (1) Dominique Varry, "Réflexions autour de la Parution de l'Histoire des Bibliothèques Françaises", *Bulletin d'Informations de l'Association des Bibliothécaires Français*, 1993, n° 160, pp.43-46.
- (2) ポンピドー内閣による政策諮問された公共図書館研究調査委員会は、1967年2月に答申を出し、フランス公共図書館の現状が他の欧米諸国の図書館よりも5年から10年遅れをとっており、既に進行している第五次五ヵ年計画（1966-1970）で施設面以外でも早急に具体策を実行することを勧告している。（赤星隆子「フランスにおける公共図書館のナショナル・プランニングについて」『現代の図書館』第7巻 第3号 日本図書館協会1969年9月 pp.127-134.）
- (3) 日仏図書館情報学会による『日仏図書館情報研究』が主たるフランスの図書館・図書館員を研究領域にする学術雑誌である。そのほか、日本図書館協会による『図書館雑誌』や『現代の図書館』、日本図書館研究会による『図書館界』、日本科学技術情報センターによる『情報管理』など、図書館員を購読対象にした雑誌にフランスに造詣の深い図書館関係者が寄稿している。
- (4) 公共図書館定義として、ジョンソンは、所有が公的 (publicly owned) というだけではなく、一般に、それを利用したい人なら、市民だれもが利用できる一般図書館 (general library) であり、公的な貸出図書館 (public circulating library) に限定して定義している。ヨーロッパではこのような公共図書館の発展は20世紀に入ってからである。（エルマー・D.ジョンソン（小野泰博訳）『西欧の図書館史』帝国地方行政学会 1974年 p.288.）
- (5) Martine Poulain, *Les Bibliothèques Publiques en Europe*, Éditions du Cercle de la Librairie, 1992, p.159.
- (6) アンドレ・マソン/ポール・サルヴァン（小林宏訳）『図書館』白水社 1969年 pp.38-40.
- (7) 王室図書館の充実に取り組んだコルベールは、在任中、特別なコレクションの購入や、外国にいるフランス大

使に課せられた収書により、蔵書数は4倍に増加した(前掲書、pp.40-41)。

- (8)モンペリエ勅令と呼ばれるこの法律の目的はフランス国立図書館の前身である王室図書館のコレクションの充実、印刷物の検閲にあった。その後、納本法は17世紀には著作権保護の役割も果たすことになった。納本法制定以来、過去4世紀半にわたって蓄積されたフランス国立図書館の蔵書構成は国内出版物に限ればほぼ網羅的と言われ、文化財保護の一面を持ってきた。

(小杉恵子「フランス国立図書館の現況 - 機構、納本制度、蔵書保全対策を中心にして - 」vol.23, No.6 『情報管理』1980年 日本科学技術情報センター pp.519-523.)

- (9)1692年に王室文庫は一般に開放され、1720年には法令によってすべての研究者、すべての公民に対して週1回(革命前夜の頃は週2回)9時から夕方まで開放していた(小林宏「フランスの図書館に学んで」『図書館雑誌』vol.60 no.4. 日本図書館協会 1966年 pp.24.)。1720年10月11日付法令「王の図書館は、すべての学者、すべての国民に対して、王の図書館員が別に指定する日時においては、いつでも公開される。図書館は、前述の学者を迎え入れ、彼らがそこであらゆる便宜を得て研究や調査に従事できるよう、適当な環境を提供するであろう。学者に許された前述の入館以外にも、図書館は一般公衆に対して、週一回、午前11時から午後1時まで公開されるであろう。」(アンドレ・マゾン/ポール・サルヴァン(小林宏訳)、前掲書、p.43.)

- (10)グレゴアル司教(1750-1831)による五百人会(フランスの下院1797-99)への保管文献の報告による(前掲書、p.54.)。

- (11)Paul Poindron(目形照訳)「フランスの大学図書館」(French University Libraries: Library Trends, Vol. 12, No.4, 1964.)『現代の図書館』第3巻 第1号 日本図書館協会 1965年 pp.20-26.

- (12)第一次大戦前ブルージュ市立図書館の様子は、作家J.ペルトーにより次のように描写されている。「図書館はとても立派で、おそらくフランスでも五指に入る図書館であった。しかし誰も、そこへ入って行って、司書達の休息の邪魔をしたり、本で埋まる大広間で静かに昼寝をしている守衛を起したりすることは考えてもみなかった」。(ミッシェル・ルシエ(赤星隆子訳)「フランス図書館組織について」『日仏図書館研究』No.3 日仏図書館学会 1976年 p.14.)

- (13)梅根悟『世界教育史体系36 社会教育』講談社 1974年 p.82.

- (14)1860年代の民衆読書運動については次の論文が詳しい。

油井澄子「フランスの民衆読書施設 - 1860年代を中心に」『日仏図書館研究』No.7 日仏図書館学会 1981年 pp.9-24.

- (15)前掲書 pp.9-24.

- (16)赤星隆子『フランス近代図書館の成立』理想社 2002年 pp.127-195.

公共図書館の唱道者としてのモデルについては、コエックが「一般の人々のための図書館はしばしば民衆図書館と呼びならわされてきたが、モデルによって公共図書館と呼ばれるようになり、彼はこれを生涯の教育の場、現代社会の中における公民精神形成の場、並びに民主社会の根本となる諸活動の形勢の場としての役割と位置づけていた。……彼なしにアメリカの援助による公共図書館はつくられなかった」と高く評価している(赤星隆子、前掲書、p.162)。

- (17)ミッシェル・ルシエ(赤星隆子訳)、前掲書、pp.14-20.

- (18)エイヌ県は当時、図書館を含む農場、家屋、学校、病院の5つを統括した総合復興プロジェクト地域に指定されていた。図書館設立はその地域総合復興プロジェクトの一環であった。これが成功したことで、カーソンは、1年後にパリ市に継承することを条件にパリ(Belleville地区)の公共図書館で1年間に限定してアメリカの図書館サービスの導入を試みている。(Richard Kent Gardner, *Education for Librarianship in France: An Historical Survey*, Case Western Reserve University, 1968. p.181.)

- (19)このパリ図書館学校はアメリカタイプの体系的専門技術重視の司書教育を行なうもので、1923年から1929年の閉校に至る間フランス図書館界に大きな影響を与えた。このパリ図書館学校職員であったアンリオ (Gabriel Henriot, 1880-1965) は、パリ市立の図書館学校を経て、パリカトリック学院図書学校 (École de Bibliothécaires de la rue d'Assas, Institut Catholique de Paris) を設立。この学校は、現在のカトリック学院・司書ドキュメンタリスト学校 (École de bibliothécaires documentalistes : EBD) の前身となった。
- (20)FLINT 外国文献を読む会「フランスの女性図書館員」『現代の図書館』第27巻 第1号 1989年 日本図書館協会 pp.52-57. (Maack, M.N. "Women Librarians in France : The first generation". *The Journal of Library History*, Fall 1983, pp.407-449.)
- (21)赤星隆子「ウジェーヌ モレル覚書」『日仏図書館研究』No.8. 日仏図書館学会 1982年 p.9.
- (22)モレル (Eugène Morel) は古文書学校卒業生 (シャルティスト) ではない。パリ大学法学部卒業後、1892年国立図書館刊本部に見習いで入って以後42年間国立図書館に勤務した。コエック (Ernest Coyecque) とルメイトル (Henri Lemaitre) といったモレルを支持したシャルティストは、シャルティストではあったが傍流であったと言われている。(前掲書、pp.6-7.)
- (23)2005年現在で市町村は36,778 (ヨーロッパ大陸フランスとコルシカ島以外の海外にある162を含む)、県は100 (海外の4を含む)、州は26 (海外の4を含む) である。(Direction Générale des Collectivités, *Les Collectivités Locales en Chiffres 2005*, La Documentation Française, 2005.)
- (24)名城邦孝「フランスの公共図書館」『諸外国の公共図書館に関する調査報告書』(平成16年度文部科学省委託事業) 2005年.
- (25)Loi du 20 juillet 1931 relative au régime des bibliothèques publiques des villes et de leur personnel.
- (26)フランスの省庁名は頻りに改編される。
- (27)Loi n° 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, départements et des régions.
- (28)岸美雪「地方分権法と図書館」『日仏図書館研究』No.12 日仏図書館学会 1986年 pp.29-41.
岸美雪「フランスの地方分権による公共図書館制度の変遷」『日仏図書館情報研究』No.25 日仏図書館情報学会 1999年 pp.7-12.
- (29)Loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition des compétences entre les communes, départements, régions et l'État.
- (30)Loi n° 2004-809 du 13 août 2004 relative aux libertés et responsabilités locales.
- (31)Janine Cardona, Chantal Lacroix, *Chiffres clés 2007. Statistiques de la culture + Mini chiffres clés*, La Documentation Française, 2007, p.64.

【参考文献】

- (1) Paul Poindron (目形照訳)「フランスの大学図書館」(French University Libraries : Library Trends, Vol. 12, No.4, 1964.)『現代の図書館』第3巻 第1号 日本図書館協会 1965年3月.
- (2) アントワーン・レオン (ものべ ながおき訳)『フランスの技術教育の歴史』白水社 1968年.
- (3) Richard Kent Gardner, *Education for Librarianship in France : An Historical Survey*, Case Western Reserve University, 1968.
- (4) アンドレ・マゾン/ポール・サルヴァン (小林宏訳)『図書館』白水社 1969年.
- (5) エルマー・D.ジョンソン (小野泰博訳)『西欧の図書館史』帝国地方行政学会 1974年.
- (6) ミッシェル・ルシエ (赤星隆子訳)「フランス図書館組織について」『日仏図書館情報研究』No.3 日仏図書館学会 1976年5月.

- (7) 赤星隆子「ウジェーヌ モレル覚書」『日仏図書館研究』No.8. 日仏図書館学会 1982年.
- (8) 小林宏「フランスにおける公共図書館と司書職の形成」『作新学院女子短期大学紀要』第7号 1983年 (小林宏『図書館・日仏の出会い』日仏図書館情報学会 2004年所収.)
- (9) 岸美雪「地方分権法と図書館」『日仏図書館研究』No.12 日仏図書館学会 1986年.
- (10) Martine Poulain, *Les Bibliothèques Publiques en Europe*, Éditions du Cercle de la Librairie, 1992.
- (11) 岸美雪「フランスの地方分権による公共図書館制度の変遷」『日仏図書館情報研究』No.25 日仏図書館情報学会 1999年.
- (12) 寺田光孝編『世界の図書館 その歴史と現在』勉誠出版 1999年.
- (13) 赤星隆子『フランス近代図書館の成立』理想社 2002年.
- (14) M. ブラン = モンマイユール他 (松本栄寿・小浜清子訳)『フランスの博物館と図書館』玉川大学出版部 2003年.
- (15) Geneviève Tom, "Le Pain de l'Esprit ■ Domicile : les Bibliobus en France", Institut d'Études Politiques de Rennes, 2005.
- (16) 名城邦孝「フランスの公共図書館」『諸外国の公共図書館に関する調査報告書』(平成16年度文部科学省委託事業) 2005年.
- (17) 田中嘉彦・山岡規雄「諸外国における地方分権改革 - 欧州主要国の憲法改正事例 - 」(国立国会図書館調査資料) 2006年.
- (18) 岩崎久美子「フランス図書館員養成制度の変遷：生涯学習ニーズの萌芽」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』第1号 2007年.
- (19) *Le Répertoire de l'Administration Française, La documentation Française*. (各年)
- (20) ジュヌヴィエーブ・プジョル/ジャン = マリー・ミニヨン (岩橋恵子監訳 岩崎久美子ほか訳)『アニメトゥール - フランスの社会教育・生涯学習の担い手たち』明石書店 2007年.
- (21) "ASSOCIATION DES DIRECTEURS DE BIBLIOTHÈQUES DÉPARTEMENTALES DE PRÉSENT" (online), available from <http://www.adbdp.asso.fr/ancien/english/what1.htm> (accessed 2008/1/17)
- (22) "LES BIBLIOTHÈQUES TERRITORIALES" "CENTRE DE DOCUMENTATION DE LA DIRECTION DU LIVRE ET DE LA LECTURE" (online), available from <http://www.culture.gouv.fr/culture/min/index-min.htm> , (accessed 2008/1/17)
- (23) "BIBLIOTHÈQUES ET INFORMATION SCIENTIFIQUE" (online), available from <http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/pid20002/ministere.html> (accessed 2008/1/17)